

○二本松市工場等立地促進条例施行規則

平成17年12月1日

規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、二本松市工場等立地促進条例(平成17年二本松市条例第142号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、工場等立地奨励金の交付の申請にあつては工場等立地奨励金交付申請書(第1号様式)により、雇用促進奨励金の交付の申請にあつては雇用促進奨励金交付申請書(第2号様式)により行う。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、これらの書類の一部を省略することができる。

(1) 工場等立地奨励金交付申請書

- ア 土地の登記簿謄本又は登記事項証明書
- イ 土地売買契約書の写し(用地を取得した場合)
- ウ 建物の登記簿謄本又は登記事項証明書
- エ 建築確認通知書の写し及び検査済証の写し
- オ 工場等用地の位置図
- カ 工場等施設配置図
- キ 商業登記簿謄本又は商業登記事項証明書(個人事業者で商業登記をしていないものにあつては、住民票の写し)
- ク 定款又は規約(法人事業者に限る。)
- ケ 会社概要書等事業の概要を示す書類
- コ 申請時における過去1年間の経営状況を証する書類
- サ 固定資産税の納税証明書
- シ その他市長が必要と認める書類

(2) 雇用促進奨励金交付申請書

- ア 前号のアからコに掲げる書類
- イ 新規雇用者の住所、氏名及びこれらの者について1年以上雇用していたことを証する書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付又は不交付の決定通知)

第3条 条例第4条第2項の規定による通知は、工場等立地奨励金にあつては工場等立地奨励金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により、雇用促進奨励金にあつては雇用促進奨励金交付・不交付決定通知書(第4号様式)により行う。

(交付請求)

第4条 前条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた事業者は、奨励金交付請求書(第5号様式)により、市長に奨励金の交付を請求しなければならない。

(操業の休止又は廃止の届出)

第5条 条例第5条第2号の規定に該当する事業者は、操業休止・廃止届(第6号様式)により、当該休止し、又は廃止した日から10日以内に市長に届け出なければならない。

(奨励金の取消し等)

第6条 条例第5条の規定に基づき奨励金の交付の決定を取り消し、又は奨励金を返還させようとするときは、工場等立地奨励金にあつては工場等立地奨励金交付決定取消通知・返還命令書(第7号様式)により、雇用促進奨励金にあつては雇用促進奨励金交付決定取消通知・返還命令書(第8号様式)により行う。

(権利義務承継の承認の申請)

第7条 条例第7条第1項の規定による申請は、権利義務承継承認申請書(第9号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登記簿謄本等法人の合併若しくは分割、営業の譲り受け又は相続により申請者が奨励金の交付の決定を受けた事業者の地位を承継したことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(権利義務承継の承認又は不承認の決定通知)

第8条 条例第7条第2項の規定による通知は、権利義務承継承認・不承認決定通知書(第10号様式)により行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の二本松市工場等立地促進条例施行規則(平成17年二本松市規則第4号)又は安達町工場等立地促進条例施行規則(平成17年安達町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。